

## 自宅で漏水していませんか？

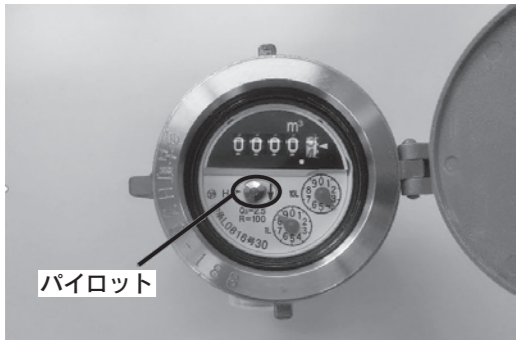
知らず知らずのうちに、自宅の水道管から漏水している場合があります。よくある質問をご紹介しますので、一度お確かめください。

### Q. 宅内漏水になると、どのようなことが起こりますか？

A. 前回の検針時と比べて水道料金が著しく高くなることや配管がある地面や壁面、タイルがぬれていることがあります。

### Q. 宅内漏水はどのように確認できますか？

A. ①宅内にある蛇口をすべて閉めてください。  
②メーターボックス内にある、メーターのパイロット(銀色の羽根車)の動きを確認してください。



### Q. 修理はどこに依頼できますか？

A. 宅内漏水の修繕工事は、町指定工事店のみの取り扱いとなります。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

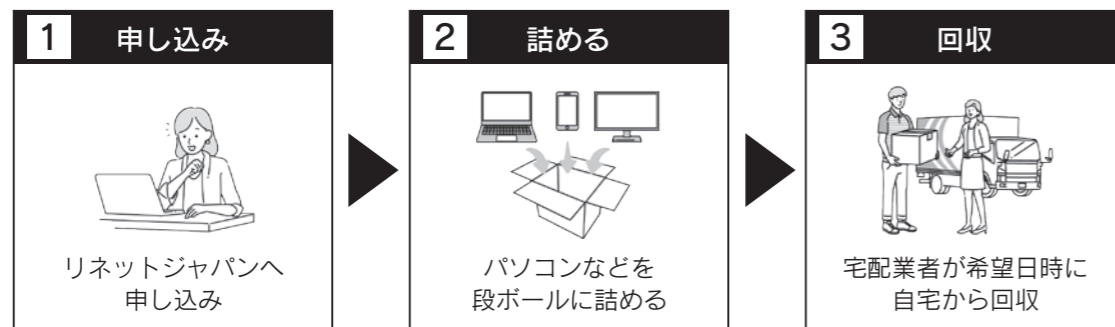


町ホームページはこちら

お問合せ●生活環境課水道係 ☎ 76-5406

## 家庭で不用になったパソコンを 宅配便で無料回収します。

町では、「小型家電リサイクル法」の認定業者である「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定を締結し、家庭で不用になったパソコンを「ご自宅から宅配便による無料回収(最短翌日・希望日時)」しています。利用方法は次のとおりです。



- パソコンを含む1箱分の回収料金・リサイクル料金が無料です。
- 古くても、故障していても「どんなパソコン」でも回収可能です。
- パソコンと一緒に、プリンターなどの周辺機器も回収可能です。

申込・お問合せ●リネットジャパンリサイクル株式会社  
☎ 0570-085-800 (午前10時～午後5時)



リネットジャパン 検索

## 家屋の滅失や名義変更には届け出が必要です

家屋にかかる固定資産税は、1月1日時点で家屋台帳に所有者として登録されている方に課税されます。家屋が滅失した場合や相続・売買などで名義が変わった場合、年内に町または法務局に届出をお願いします。

### 不動産登記のある家屋

法務局に申請が必要です。必要な書類などは法務局までお問い合わせください。

お問合せ●千葉地方法務局匝瑳支局(匝瑳市八日市場ハ678-3) ☎ 72-0334

### 不動産登記のない家屋

多古町役場に申請が必要です。

【提出書類】「家屋滅失申立書」または「家屋名義人変更届」

※売買の場合は売買契約書の写し、相続の場合は遺産分割協議書の写しなどが必要です。申立書の様式は税務課窓口または町ホームページにあります。



提出・お問合せ●税務課資産税係 ☎ 76-5402

## 成田国際空港の公共事業の対象者向け

### 確定申告の事前説明会を開催します

成田国際空港株式会社に不動産などを売却した方を対象に、確定申告の際に必要な譲渡所得の計算明細書の作成方法などの説明会を開催します。

※上記以外の確定申告書類の作成方法の説明は行いません。

### 開催日時・場所

開催場所	多古町役場3階 大会議室	
開催日時	第1回	12月 5日(火) 午後1時～3時
	第2回	12月14日(木) 午後1時～3時

※ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

### 持参していただく書類など

- 成田国際空港株式会社から確定申告のために交付を受けた各種証明書(公共事業適用証明書、公共事業用資産の買取り等の申出証明書、公共事業用資産の買取り等の証明書)
- 売却した土地建物などの取得費(購入費、建築費など)が分かる書類  
※ご不明な場合は準備不要です。なお、その場合は収入金額の5%を取得費として計算します。
- 売却に際して発生した費用の内容・金額が分かる書類  
※動産移転などの移転関係の補償金を受けて、実際に引っ越した際の費用や、成田用水の脱退金などの費用が分かる書類
- 筆記用具、計算機(電卓など)

### 申込・お問合せ

参加を希望される方は、事前申し込みをお願いします。

申込・お問合せ●佐原税務署資産課税部門 ☎ 0478-54-1331(内線221)担当者 天田 あまだ

※自動音声がかかりますので、音声案内に従って「2」番(税務署)を選択してください。

受付時間●午前8時30分～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)